

令和 8 年度豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画改定業務委託仕様書

事業名称 令和8年度豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画改定業務
委託期間 契約締結日から令和9年(2027年)3月31日

1 業務目的

現行計画である「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)」は、市域における住宅・建築物の耐震化を促進することにより、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害や経済被害を軽減するとともに、早期の復旧・復興へ寄与するための計画として平成 29 年(2017 年)3 月に策定した。その後、令和 3 年 3 月に中間検証を行い、今後の施策について検討を行ってきた。

本業務においては、これまでの経過を踏まえ、現況を把握するとともに引き続き耐震化率の向上を図るために必要な施策や新たな目標を設定し、「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」の改定を行うことを目的とする。

2 業務の内容

業務の内容は以下のとおりであり、(1) から (4) で整理された内容を踏まえ計画案の作成支援、概要版(A3 1 枚程度)の作成を行う。計画案にあっては、「新 住宅建築物耐震 10 カ年戦略・大阪」との整合を図る。

(1) 資料収集整理

関係法令等や耐震化を取り巻く社会的潮流、全国における耐震化に関する先進的又は特徴的な取組み等、情報を収集・整理する。

(2) 地域特性等を踏まえた課題整理

本市が提供する旧耐震木造住宅 GIS 分布図等により、各地域特性や建物特性、集積度の状況を把握し、住宅・土地統計調査、本市補助実績及び市が行うアンケート結果等を踏まえ各地域の課題となる要因を分析する。

(3) 耐震化率の推計等

①民間住宅の耐震化率の推計

住宅・土地統計調査(総務省集計及び大阪府独自集計)及び人口推移等の既存データを活用し、現状の住宅の耐震化率の耐震化率を算出する。また、目標年における耐震化率等の推計を行う。

②民間特定建築物の耐震化の状況

本市所有の既存の特定建築物台帳について、固定資産家屋課税データ等により減

失棟数等を把握し、現状データとして更新、現状の耐震化率を算出する。

(4) 耐震化促進のための施策の提案

目標達成のため、課題要因別や各地域に適した施策及び効果的な普及啓発方法を提案する。また、その提案内容を踏まえた啓発パネルを作成する。

3 打合せ協議

下表及び本市が必要と認めた場合は、打ち合わせを行う。

業務着手時、業務完了時及び本市が必要と認めた場合には、管理技術者が立ち会うものとする。

時期	打合せ事項
着手時（契約後速やかに）	業務全般
中間打合せ（3回以上）	適宜（WEBを含む）
納品時または検査時	成果品について

4 提出物

(1) 契約締結後

本業務の契約締結後、速やかに以下の書類を提出すること。

- ① 業務計画書
- ② 着手届
- ③ 管理技術者届、照査技術者届（雇用を証明できるもの及び資格証の写しを添付）
- ④ 業務工程表
- ⑤ プライバシーマーク登録証（写し）
- ⑥ ISMS 認証証明書（写し）

(2) 成果品

成果品として以下のものを納品場所へ納品すること。

- ① 業務報告書 1 部
（A4 版、ファイル綴 本業務において実施した調査結果及び参考とした資料一式を資料編として含む。引用元、抽出条件等を詳細に記載したものとする。）
- ② 豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画 改定版 20 部
（A4 カラー 40 ページ程度）
- ③ 施策啓発パネル（A1 5 枚 紙）
- ④ 業務打合せ簿
- ⑤ 本業務で整理したGISデータ（shp ファイル形式）

⑥ 電子データ一式 ①～⑤に関するデータ一式（DVD-R 1枚）

5 業務に携わる者

（１）管理技術者及び照査技術者

本業務に従事する管理技術者は、技術士法に基づく「技術士（都市及び地方計画）」又は建築士法に基づく「一級建築士」の資格を有し、耐震に関する各種法令に関する知識、耐震改修促進計画等の計画策定の実績を有する者とする。また、照査技術者は技術士法に基づく「技術士（都市及び地方計画）」の資格を保有しているものとする。両技術者は受託者と直接的な雇用関係にあるものとし、管理技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

（２）実績

受託者は、日本国内で地方自治体による「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく耐震改修促進計画等の計画策定に関連する委託業務を元請として履行した実績を有する者とする。

（３）資格要件

受託者は、契約締結日までに以下の認証を受けていること。

- ① JISQ15001 に適合し、（一財）日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークを取得していること。
- ② JISQ27001 に適合し、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度によるISMS 認証を取得していること。

6 その他

- ・ 本業務の実施に当たっては、個人情報保護法をはじめ、適用を受ける法令、規程等を遵守すること。
- ・ 本業務の遂行上知り得た事柄を、第三者に漏らしてはならない。
- ・ 本業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む）等については豊中市に帰属する。
- ・ 本業務において本市から貸与及び保管依頼された資料については、その重要性を認識し、破損、紛失、盗難等事故のないようにする。また、本業務の目的以外に一切これを使用してはならない。
- ・ 貸与したすべての資料は、本業務終了後、速やかに本市に返却するものとする。また、転写等により生じた複製品についても同様とする。
- ・ 本業務の再委託は原則禁止することとし、必要がある場合は本市と書面により協議するものとする。
- ・ 常に本業務の実施状況について把握・分析を行い、随時本市担当者に報告すること。その他、指示する事項について適宜報告を行うこと。

- ・ 本仕様書に定めのない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、本市の指示に従うものとする。
- ・ 受託者は、本業務の完了後であっても受託者の瑕疵と本市が判断した事項について速やかに訂正を行う。
- ・ 受託者は、調査を実施するため第三者の敷地、施設に立入る場合には、事前に本市および関係者協議の上、本業務の円滑な遂行に努めるものとする。
- ・ 本業務の施行中は、常に安全を留意し、また第三者に迷惑を及ぼさないよう努めるとともに、万一本業務中、第三者に損害を与えた場合は、速やかに受託者の責任において賠償しなければならないものとする。

7 問合わせ先及び納品場所

豊中市都市計画推進部建築審査課

豊中市中桜塚 3-1-1 06-6858-3086